

監査公表第 6 号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した、公の施設の指定
管理者監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成19年6月28日

敦賀市監査委員 安 久 彰

同 橋 本 幸 夫

同 高 野 新 一

公の施設の指定管理者監査結果報告

1. 監査の種別

公の施設の指定管理者監査

2. 監査の対象

- (1) きらめきスタジアム
- (2) 職業訓練センター
- (3) 黒河農村ふれあいセンター

3. 監査実施年月日

平成19年5月29日(火)

4. 監査の範囲及び方法

平成18年7月1日から平成19年3月31日までに執行された公の施設の管理に係る出納その他の事務について、帳票及び帳簿等の審査を行うとともに、関係者から提出資料に基づく説明を聴取した。併せて、各施設の実地検分を行った。

5. 監査の結果及び所見

各施設の管理に係る出納その他の事務について、報告書、使用許可申請書、預金通帳、現金出納帳等関係書類を突合等により審査した結果、一部適正に処理されていないところがあった。以下施設別に指摘する。

(1) きらめきスタジアムについて

指定管理者 敦賀市ソフトボール協会

主管課 教育委員会スポーツ振興課

- ① 会計帳簿において、重複して記帳されている箇所があった。適切な事務処理を行うよう指定管理者を指導されたい。
- ② 施設の備品が、備品台帳の不整備及び備品表示票の添付等が行われていないことから、市からの貸与品か、指定管理者の所有物か帰属が明確になっていない。早急に改善されたい。

(2) 職業訓練センターについて

指定管理者 敦賀建設協同組合

主 管 課 産業経済部商工観光課

会計帳簿及び関係帳票が、職業訓練センター全体の管理運営費と指定管理に係る部分と区別して経理されておらず、分かりにくい状態になっている。経理の方法を改善されたい。

(3) 敦賀市黒河農村ふれあい会館について

指定管理者 黒河農村ふれあい会館管理運営委員会

主 管 課 産業経済部農務課

施設の備品が、備品台帳の不整備及び備品表示票の添付等が行われていないことから、市からの貸与品か、指定管理者の所有物か帰属が明確になっていない。早急に改善されたい。